公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第９９号
北海道苫小牧市日吉町４丁目29番10―56号
債務者　垂水　　坦
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８５７号
仙台市太白区富沢４丁目13番17号　エステートピア富沢203
債務者　佐藤　綾香
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１号
秋田市横森四丁目５番38号
債務者　鎌田　文彦
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５号
秋田市御所野元町４―13―12御所野ハイツＢ102号、住民票上の住所青森県弘前市大字泉野五丁目14番地11
債務者　桑田　昭仁
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１号
秋田市土崎港北六丁目３番17号
債務者　矢萩　恵子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３４号
秋田市広面字昼寝32番地２　サンコートＮＫ101号
債務者　熊谷　英津子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３５号
秋田市浜田字石山下23番地２
債務者　小松田　千明（旧姓豊嶋）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３８号
秋田県潟上市昭和大久保字小橋50番地５
債務者　高橋　隼也
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４号
秋田市飯島緑丘町８番９号
債務者　柏崎　沙知
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２号
秋田市外旭川八柳二丁目６番27号
債務者　森川　行樹
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６４号
秋田市川元開和町12番２号　レオパレス川元開和第二106号、前住所秋田市桜一丁目８番27号　レジデンス長谷川Ａ―203号
債務者　阿部　未唯那
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１９号
福島市泉字清水が丘75番地市住２―33、従前の住所東京都杉並区高円寺南４丁目13番２号　ＭＩＲＡＣＯＳＴＡＫＯＥＮＪＩ302
債務者　真船　愛華
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４４号
福島市小倉寺字花塚山14番地の22加藤貸家５号室
債務者　渡邉　夕子（旧姓仁和）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　福島地方裁判所

令和８年（フ）第２４１号
茨城県小美玉市部室1199番地55
債務者　上田　友里
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２５１号
茨城県ひたちなか市大字高野218番地１
債務者　石川　綺音（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１４４３号
神奈川県大和市南林間１丁目17番16号
債務者　嶋田　　綾（旧姓小泉・田中）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　横浜地方裁判所第３民事部